

令和4年12月15日

各位

インボイス制度導入に伴う会計資料の見直しについて

令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されます。これに伴い必要な会計資料が厳格になります。当事務所では従来より経費計上に必要な会計資料を下記の通りお願いしておりますが、インボイス制度の導入を機に改めてご提出をお願い申し上げます。

1. 経費計上に必ず必要な会計資料⇒原則：請求書または領収書(レシート可)

【各支払方法に必要な会計資料】

- ① 通帳からの支払い →請求書または領収書
- ② 現金での支払い →領収書
- ③ キャッシュレス決済→領収書または請求書および支払明細書(月単位の明細書)

【キャッシュレス決済の例】

- ・クレジットカード
- ・電子マネー (Suica、PASMO、nanaco、WAON)
- ・QR/バーコード決済 (PayPay、楽天 Pay、d 払い、LINE Pay)
- ・デビットカード

【キャッシュレス決済の注意事項】

- ・支払明細書のみでは経費計上できません。明細書へのメモのみでも経費計上できません。キャッシュレス決済での物品購入、飲食、タクシー料金、発券機でのチャージ等、使用毎に領収書の発行があるものは必ずご提出下さい。
- ・自動引落のもので領収書等の発行がないものは支払明細書の対象箇所に印をつけていただくことで対応します。(例：会費、ETC)

2. 請求書、領収書に記載が求められる項目

下記の項目を満たす請求書、領収書が必要になります。項目の記載がない請求書および領収書等は経費計上の根拠資料として認められません。

※注文書等など請求書、領収書と名称の異なる書類も同様です。

- ①インボイス発行事業者の氏名又は名称および登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）、適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

※⑥は不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等からの領収書には必要ありません。

請求書

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円

△△商事(株) 登録番号 T 012345... ①

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/2	タオルセット ③	2,000円
	...	
合計	120,000円	消費税 11,200円 ⑤
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ ※軽減税率対象

② ××年11月30日

スーパー〇〇 東京都... 登録番号 T 123456... ①

領収書

ヨーグルト ※	1	¥108
カップラーメン ※	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ (内 消費税額) ¥324
10%対象		(内 消費税額) ¥550
③ ※軽減税率対象		(内 消費税額) ¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能